

請求に係る留意事項について

令和7年3月

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
障がい福祉課 給付管理係



0 はじめに

大切なことは？

利用者や併用事業所とも密に連絡を取り合い、最新の正しい情報について共有すること。

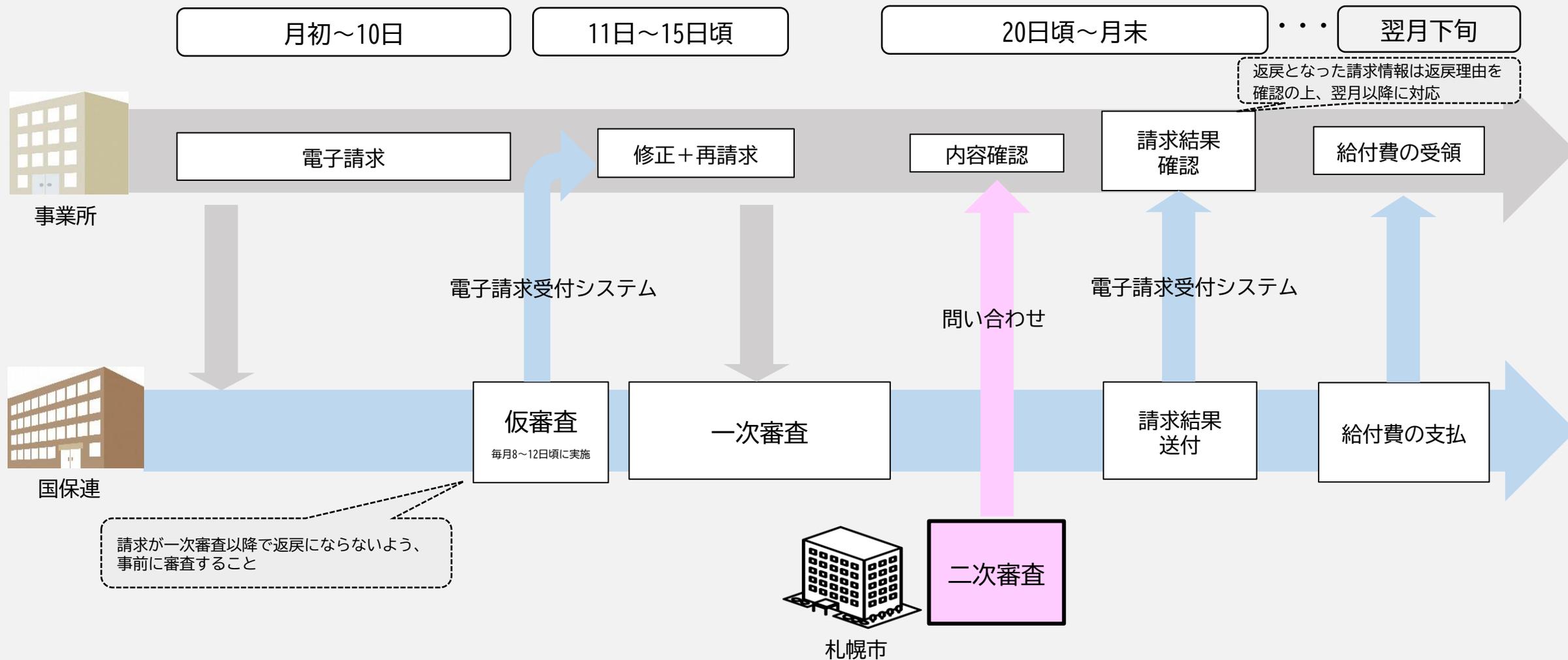


利用状況を確認し合う

請求内容を確認し合う

受給者証が切り替わっていないか
確認し続ける

1 国保連請求の流れ



2 仮審査処理結果票の具体例①

EG13が出たら？

EG13は、請求内容と支給決定の内容に相違がある場合に発生します。

⇒ 請求内容と支給決定の内容が一致しているか**最新の受給者証を確認**し、一致していない場合は修正してください。

※ 利用者が転居した場合、原則、利用者が区役所で手続きを行った翌月から、転居先の区が援護を行うため、請求先の市町村（区）の変更が必要です。

種別/コード		エラー内容					
サービス提供年月	市町村番号	情報1/サービス種類/レコード			項目名称1	項目値1	補足1
	受給者証番号	情報2/サービス種類/レコード			項目名称2	項目値2	補足2
① 明	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません					
令和7年3月	011015	請求明細書	11	契約	決定サービスコード	114000	通院介助（身体介護伴わない）

①サービス提供年月、市町村番号などを確認

②エラーコード等から原因の概要を確認

最新の受給者証を確認



3 仮審査処理結果票の具体例②

EG61が出たら？

EG61は、明細上の契約内容と支給決定の内容に相違がある場合に発生します。

⇒ 請求内容と支給決定の内容が一致しているかを確認し、一致していない場合は修正してください。

⇒ 支給量変更がある場合は、**契約終了年月日を支給量変更があった前月の末日**に設定してください。

※ 支給内容の変更がない場合は、新しい受給者証の発行有無などについて各区の保健福祉課にお問い合わせください。

例) 支給決定有効期間の終期について令和7年5月末と認識していたが、実際には令和7年4月末まで。

種別/コード		エラー内容					
サービス提供年月	市町村番号	情報1/サービス種類/レコード			項目名称1	項目値1	補足1
	受給者証番号	情報2/サービス種類/レコード			項目名称2	項目値2	補足2
① 明	EG61	資格：該当サービスの事業所との契約期間が受給者台帳の支給決定有効期間内ではありません					
令和7年3月	011015	請求明細書	11	契約	契約終了年月日	20250531	

①提供年月、市町村番号などを確認

②エラーコード等から原因の概要を確認

最新の受給者証を確認

期間外

期間内

変更有

変更無

契約終了年月日が有効期間内となるように修正

契約終了年月日を、支給量変更があった前月の末日に設定

そのまま請求でOK
(警告が出ても二次審査で通す)

契約終了年月日が20250531
⇒ 令和7年5月31日が支給決定の有効期間外

4 返戻等一覧表について

ポイント

請求明細書が返戻となっている場合は入金されませんので**翌月以降に再請求が必要**です。

- ① 証記載市町村番号（市町村名）、受給者証番号、サービス提供年月に誤りがないかを確認してください。
- ② 返戻となっている請求を確認してください。
- ③ エラーコードやその内容を確認してください。

※ エラーコードのうち**PP19**は**請求明細書が返戻となった場合に付随して出るもの**です。PP19からはエラー原因の特定はできません。そのため、その他のエラーコードとその内容から原因を特定してください。

①証記載市町村番号などを確認

②種別から返戻対象を確認

③エラーコード等から返戻の原因を特定

 **修正の上、翌月再請求してください**

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別	サービス種類	単位数
内 容								
EG** ③	① 011015	札幌市中央区	*****	サポ□ ㊦	①令和7年3月	②明	22	11,111

PP19	011015	札幌市中央区	*****	サポ□ ㊦	令和7年3月	サ	07	
	実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません							

PP19は考慮不要

※ 種別：請…請求書、明…請求明細書
 計…計画相談支援給付費請求書/サービス利用計画作成費請求書
 サ…サービス提供実績記録票、利…利用者負担上限額管理結果票

5 返戻等一覧票の具体例①

SN09：請求明細書のサービス提供量が契約支給量を超えています

利用時間数（日数）が、契約支給量の時間数（日数）を上回っている場合に発生します。

⇒ 請求システムに入力している契約支給量と利用時間数（日数）を確認してください。

※ 契約内容報告書を提出するだけでは、当該エラーは解消されません。

SP04：請求明細書のサービス提供量の合計及び「契約支給量」の合計が受給者台帳の「決定支給量」を超えています

請求が行われている利用時間数（日数）の合計及び契約支給量の合計が、決定支給量を上回っている場合に発生します。

⇒ 利用している事業所の合計値により判定するため、関係事業所と調整してください。

※ 当該エラーの場合、同利用者について請求を行っているすべての事業所が返戻になります。

例) 決定支給量が各月-8日
(令和7年3月の場合は23日)

事業所名	受給者証番号	利用日数	契約支給量	種別	エラーコード	内容
A	1111111111	21	23	明	SP04	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過
B	1111111111	3	10	明	SP04	サービス提供量、契約支給量の合計が決定支給量を超過

利用日数の合計 $21 + 3 = 24$ 日 > 決定支給量23日なので×
契約支給量の合計 $23 + 10 = 33$ 日 > 決定支給量23日なので×

6 返戻等一覧票の具体例②

SG26：請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません

請求上の利用者負担上限月額が、受給者台帳上の利用者負担上限月額と相違がある場合に発生します。

⇒ 請求内容と支給決定の内容が一致しているか**最新の受給者証を確認**し、一致していない場合は修正してください。

※ 特にサービスの更新時期や8月請求時（7月提供分の請求時）に注意してください。所得状況に基づいて利用者負担上限月額の見直しが行われ、その額が変わっている可能性があります。

例) 利用者負担上限月額が9,300円
(令和6年6月までは0円)

エラーコード	証記載市町村番号	証記載市町村名	受給者証番号	受給者氏名	サービス提供年月	種別	サービス種類	単位数
	内 容							
SG26	011015	札幌市中央区	*****	サポロクウ	令和6年7月	明		11,111
	請求情報の利用者負担上限月額が受給者台帳の「利用者負担上限月額」と一致していません							

返戻等一覧票から請求を特定
⇒ 利用者負担上限月額を
0円としていたことを確認



最新の受給者証を確認



利用者負担上限月額が9,300円に変わったものの
0円のままで請求していたので×

7 過誤申立について

請求をやり直すには？

- 既に支払いが確定した請求に誤りがあった場合は、まずは過誤申立による請求の返金（※）を行います。
⇒ その後に正しい請求を改めて行う必要があります。
- ※ 請求の返金を行うのは、該当事業所におけるA利用者のN月の請求総額
- 過誤申立については2種類の方法があります。

通常過誤

同月過誤

概要

過誤処理のみ行う処理方法

過誤処理と再請求を同月内に行う処理方法

再請求月

申立月の翌々月

申立月の翌月

要件

なし

- ・通常過誤をすると経営に支障がある
- ・本市の監査等の結果、指示があった

期限等

誤りが判明した月の末日までに
各区の保健福祉課に申請

誤りが判明した月の25日までに
障がい福祉課（本庁）に申請

8 上限額管理事務

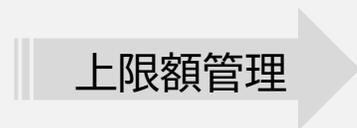
上限額管理とは？

上限額管理とは、同一月において複数のサービス事業所からサービスを利用する者に対して、**上限月額を超えないよう調整を行うこと**です。対象は以下の①と②に当てはまる利用者です。

- ① 自己負担上限月額が0円以外
- ② 複数事業所（事業所番号が異なるところ）と利用契約を結んでいる

例) 利用者負担上限月額が4,600円

事業所名	総費用額	利用者負担額
A	45,000	4,500
B	20,000	2,000
C	10,000	1,000



事業所名	総費用額	利用者負担額	管理結果後 利用者負担額
A	45,000	4,500	4,500
B	20,000	2,000	100
C	10,000	1,000	0

上限額管理を始めるには？

- 上限額管理事務を始める場合は、**管理を開始する月の25日までに**「利用者負担上限額管理事務依頼（変更）届出書」を各区役所に提出してください。
- 提出が遅れた場合は、上限額管理の対象外として取扱いします。
⇒ 高額障害福祉サービス費等給付費により利用者が各区の保健福祉課に申請することで、**償還払い**を受けます。
- ※ 詳しくは「介護給付費等に係る請求事務の手引き」を確認してください。

<http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/zenpan.html>

9 Q & A ①

Q1 電子請求の入力方法は？

各請求ソフトのメーカーにお問い合わせください。

※ 国保連の簡易入力ソフトの場合は電子請求ヘルプデスクが問い合わせ先です。

Q2 ED01で返戻になったら？

- ED01「該当の請求情報は既に支払確定済です」とは、既に支払が行われている利用者について、再度請求を行った場合に発生します。
- サービス提供年月を誤って請求していないかなどを確認してください。
⇒ 既に支払が行われている請求を修正したい場合には**別途過誤の手続きが必要**です。

Q3 EC01で返戻になったら？

- EC01「該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています」とは、同一月に同一の利用者の請求を2回以上送信した場合に発生します。**請求取下が正しく行われていない**ことが原因です。
- サービス提供年月を誤って請求していないかなどを確認してください。
※ 1回目の送信：請求の審査
2回目以降の送信：返戻として処理 ⇒ 1回目の請求内容で入金されることとなります。

10 Q & A ②

Q4 月途中に引っ越しした場合は？

転居先の区が援護を開始するのは、事実発生の翌月1日（事実発生が1日の場合は当月）からとなります。

⇒ 援護区が不明な場合は、各区の保健福祉課に確認してください。

Q5 同じ日に2か所以上の事業所から請求は出せるか？

○ 訪問系サービスを除いた就労系サービスや障害児通所支援などの利用は一日1か所の事業所のみです。（欠席時対応加算の算定についても一日1か所の事業所のみです。）

○ また、訪問系サービスについても同じ時間帯の請求は1か所の事業所のみです。（二人介護を除く。）

⇒ 請求が重複しないよう、関係事業所間で連携をとるようにしてください。

※ 万が一請求が重複していた場合、本市において現在、二次審査の中で事業所間の調整を依頼しています。ご連絡した場合には早急にご確認をお願いします。

Q6 同月過誤の場合、いつ再請求すれば良いですか？

過誤申立を出した翌月です。

⇒ 再請求のタイミングでは過誤決定通知が届きませんので注意してください。